（賃金課の所掌事務）

第六十二条の三　賃金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　賃金の支払及び最低賃金に関する政策の企画及び立案に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、最低賃金に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

三　賃金体系に関すること。

四　退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（退職手当の支払に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

第百十条第五号中「大臣官房及び」を削る。

第百三十条第二号中「こと」の下に「（事業管理課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号を次のように改める。

三　政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関すること。

第百三十条の二第三号を次のように改める。

三　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の二第一項の規定による厚生年金保険原簿（同法第二十八条に規定する原簿をいう。）の訂正の請求及び国民年金法第十四条の二第一項の規定による国民年金原簿（同法第十四条に規定する国民年金原簿をいう。）の訂正の請求に関すること。

第百三十条の二中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の統計並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の統計（健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に係るものに限る。）並びにこれらの事業の運営のための統計数理的調査に関すること。

第百三十一条第一項中「四人」を「六人」に改める。

第百五十三条の二第二項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年六月二十一日から施行する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

2　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十六第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（最低賃金審議会令の一部改正）

3　最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「労働条件政策課」を「賃金課」に改める。

（国民年金法施行令の一部改正）

4　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の四の二第一号中「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

（社会保障審議会令の一部改正）

5　社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六号中「事業企画課」を「事業管理課」に改め、同号を同条第五号とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十九号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十五条」に、「第五十五条」を「第五十六条」に改める。

第四条中第三十三号を第三十四号とし、第二十五号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。

第八条第一号中「紙、紙製品、パルプ、セロファン、抄繊維製品、皮革、皮革製品、タンニン、にかわ、ゼラチン、履物、かばん、袋物」を「雑貨工業品」に改める。

第九条第三号中「、雑貨工業品」を削り、同条第九号中「商一般に関すること」の下に「（経済産業政策局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十号中「こと」の下に「（経済産業政策局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十二条第四項中「いう」の下に「。第八十三条において同じ」を加える。

第十三条第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

第二十一条中「立地環境整備課」を「地域企業高度化推進課」に、「産業施設課」を「地域産業基盤整備課」に改める。

第三十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第三十一条（見出しを含む。）中「立地環境整備課」を「地域企業高度化推進課」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　地域における企業の事業活動の高度化の推進に関すること（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。

二　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の施行に関すること（工場立地に伴う公害の防止に関する調査に関することを除く。）。

第三十一条中第三号から第八号までを削り、第九号を第三号とし、第十号を第四号とする。

第三十二条（見出しを含む。）中「産業施設課」を「地域産業基盤整備課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　産業立地に関すること（商務情報政策局及び地域企業高度化推進課の所掌に属するものを除く。）。

第三十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　地域における商鉱工業一般の振興に関すること（商務情報政策局及び地域企業高度化推進課の所掌に属するものを除く。）。

第三十二条第四号を次のように改める。

四　中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。

第四十五条第二項中「四課」を「五課」に、「貿易審査課」を「貿易審査課
安全保障貿易管理政策課」に改める。

第五十一条第五号を削る。

第五十七条を削り、第五十六条を第五十七条とし、第五十五条を第五十六条とし、第一章第二節第三款第四目中第五十四条を第五十五条とする。

第五十三条中「に係るもの」の下に「並びに安全保障貿易管理政策課」を加え、同条を第五十四条とする。